



新行発第130号  
平成28年9月1日

関東信越税理士会新潟県支部連合会長 様

新潟県行政書士会

会長 相羽利子  
(公印省略)

### 業務の確保について（依頼）

初秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃本会の運営につきましては、格別のご配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、日本行政書士会連合会では、本年も総務省及び各都道府県の協力を得て「行政書士制度広報月間」（10月）を全国一斉に実施することになり、本会としても特に「非行政書士」排除に重点をおいて運動を展開することとしております。

つきましては、友誼団体である貴会とお互いの業務範囲を侵犯せず、共存共栄の実を挙げたいと念願しております。

そこで、貴所属会員に対しこの趣旨をご理解いただきますよう、周知方について格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、行政書士業務のうち、特に間違っ取り扱われ易い事項を下記に参考までに列挙しましたので申し添えます。

### 記

#### 税理士関係

- ・ 会社の設立 ・ 建設業許可申請 ・ 風俗営業の許可 ・ 宅建業の免許
- ・ 公有地（道路・水路等）の用途廃止・払下げ ・ 酒税法第2章関係申請など